

ひたちなか市教育委員会会議録

平成29年 第10回 ひたちなか市教育委員会9月定例会 会議録					
平成29年8月25日		開会 午前10時00分		閉会 午前10時50分	
○場 所	企業合同庁舎 大会議室				
○出席委員	教育長 木下 正善	委 員 小田島 俊夫	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			根本 宣好	出席
	参事兼総務課長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	欠席
	参事兼指導課長			関口 拓生	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主幹			黒澤 一彦	出席	
○議 事					
1 議案審議等	協議事項4	ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例制定（案）について【公開】			
	議案第20号	ひたちなか市青少年相談員の委嘱について【公開】			
2 その他	(1)	総合体育大会の結果について【公開】			
	(2)	自然体験キャンプの結果報告について【公開】			

平成29年第10回ひたちなか市
教育委員会9月定例会会議録

開会 10:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

協議事項4 ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例制定(案)について

青少年課長 ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例制定(案)について、ご説明いたします。

この条例(案)は、中心市街地の活性化を図り、世代を超えた幅広い交流活動を推進していく拠点とするため、老朽化した生涯学習センター及び青少年センターの機能を集約し、新たに子育て支援センターを加えた複合施設の設置に当たり、制定しようとするものです。

第1条では、「市民が安心して子育てをすることができる環境を創出し、並びに市民の自発的な学習及び活動を支援するとともに、市民の総合的な交流活動の推進を図り、もって人が行き交い、賑わいを創出する拠点として、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、子育て支援・多世代交流施設を設置する」と定めております。この地方自治法第244条第1項とは、公の施設として、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」という規定です。

第2条では、名称をひたちなか市子育て支援・多世代交流施設、位置をひたちなか市石川町11番1号と定めています。

第3条では、それぞれの機能について定めています。同条第1号は子育て支援センター、第2号では生涯学習部門、第4号では交流活動部門の機能について定めており、第3号では「青少年が自由に集い、及び自主的に活動し、並びに青少年の健全育成を推進する団体が主体的に活動することができる場や機会を提供し、青少年の健全育成を促進する機能」としまして、青少年部門の機能について規定しております。

第4条では休館日としまして、「第1月曜日及び第3月曜日(これらの日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、これらの日の翌日)」、「12月29日から翌年の1月3日までの日」と定めています。

第5条では開館時間について、「午前9時から午後9時30分まで」としてあります。

第6条では有料施設等の使用としまして、「交流施設の施設のうち別表第1

に掲げるものを使用することができるものは、次に掲げるものとする」ということで、次のとおり定めております。

- (1) 第3条各号に掲げる機能の発揮に資する活動を行う団体であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 団体の構成員が3人以上であること
 - イ 団体の構成員の半数以上の者が、次のいずれかに該当する者であること
 - (ア) 市内に住所を有する者
 - (イ) 市内に通勤し、又は通学する者
- (2) その他公益上必要があると市長が認めるもの

第13条では使用料について、「使用者は、有料施設の使用に当たっては、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない」と定めております。別表第1では、研修室、スタジオ、キッチンスタジオ、交流室など有料施設について、それぞれ使用時間区分ごとの料金を載せております。

また同条第2項では、「有料施設を使用するものの全てが、学校教育法第1条に規定する高等学校又は大学において修業している者その他の規則で定める者である場合においては、使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする」と規定しており、別表第2には半額の料金を載せております。

さらに、第14条では使用料の減免として、「市長は公用又は公共の用のため有料施設が使用される場合その他の規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる」と定めております。

付則では、第1項で「この条例は平成29年10月1日から施行する」と定めております。第2項では「次に掲げる条例は廃止する」としまして、ひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例、ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例、以上2つの条例の廃止について規定しております。

続きまして、施設の概要について説明いたします。主な施設については、次のとおりとなっています。

○1階

研修室	5室	(有料施設)
談話室	4室	
こらぼスペース	1室	
市民活動団体室	3室	
青少年相談室	1室	
事務室(青少年課、生涯学習課)	執務室	

○2階

スタジオ 3室 (有料施設。防音設備あり)
子育て支援センター

○3階

研修室 2室 (有料施設)
交流室 1室 (有料施設)
キッチンスタジオ 1室 (有料施設。調理設備あり)
講師控室 1室 (有料施設)
協働会議室 1室 (公用会議室のため、一般貸出なし。)

【質疑，意見等】

西野委員

3点伺います。1点目は、施設の名称が長い感じがしますが、市民が親しみやすいような名称をつける考えはありますか。2点目は、私の事業所では年に何回か会議を開く時、ワークプラザ勝田や商工会館などを使っていますが、そういった会議で部屋を使用することも可能ですか。3点目は、いくつもの部屋がありますが、例えば部屋の間仕切りを外して、部屋を広く使うようなこともできるのですか。

青少年課長

1点目の施設の愛称については、4月10日号の市報、ホームページにおいて、4月10日から5月10日までの期間、一般から募集しましたところ、374件の応募がありました。今後、この中から愛称を選びまして、9月10日号の市報でお知らせする予定となっております。2点目の（事業所の）会議で使用できるか、というご質問ですが、条例案の第6条において使用することができるものは「第3条各号に掲げる機能の発揮に資する活動を行う団体」と定めておりますので、事業所は使用できる団体に含んでおりません。

3点目の間仕切りは可動できるか、というご質問ですが、施設内は全て可動できる間仕切りになっておりませんので、部屋を広く使いたい場合は用途に応じて広い部屋を使っていたくようになります。

教育長

予約の仕方も変わるのですか。

青少年課長

これまで生涯学習センターにおいては予約受付を1か月前から開始しており先着順のため朝早くから並ぶようなこともあったのですが、当施設においては3か月前から予約できるようになります。インターネットでの予約システムが導入されますが、勿論窓口での申請もできます。毎月1日から10日までの期間、申請受付を行います。申請が重複した場合は抽選となりますので、毎月16日に抽選結果をメールまたは葉書でお知らせします。抽選にもれてしまった場合には、他の空いている部屋を案内する形となります。

この予約システムの導入は10月から開始されますので、来年1月分の利用についてはこの予約システムを使って予約できますが、それまでの10月、

11月、12月の3か月分については1か月前から窓口での申請受付となります。因みに、今まで生涯学習センター、青少年センターを利用していた団体を対象として8月に説明会を開催しまして、予約についての説明を行っております。

申請をするにあたって、使用団体には事前に使用団体届を提出していただき、それに基づいて団体ごとにIDを作成し、そのID番号で予約ができるようになります。これまでの生涯学習センターや青少年センターでは、何曜日にとこの団体がどの部屋を使う、といったことが予めわかっていたのですが、施設が新しくなり使用団体が増えることも予想されますことから、今後はID番号で予約受付する形となります。

教育長
青少年課長
小田島委員

開設される前までの受付窓口は、生涯学習課ですか。

はい。9月1日から受付開始となり、窓口は生涯学習課となります。

第3条第1号で子育て支援センターの機能について定めていますが、こちらはどこが所管するのですか。

青少年課長
小田島委員

児童福祉課になります。

新しい条例の施行によって、これまでのひたちなか市青少年センター設置及び管理条例は廃止されることとなりますが、これまでの条例の中では、青少年センターにおいて、いろいろな事態が発生した時には教育委員会が判断しなければならない旨の規定がされていたと思います。新しい施設においては、教育委員会ではなく市長が判断することとなりますが、中には教育委員会で判断しなければならない部分もあるわけですか。

教育次長

施設についてはご指摘のとおり、市長の管理下になります。青少年課もここに執務場所が移りますが、青少年課で行う事務や、所管する事業については、これまでどおり教育委員会の所管となります。

石田委員

これだけ大きな規模の施設になると、中に軽食ができるようなところも入るのですか。

青少年課長

当初はカフェなどが入ることも想定していたのですが、実現には至っておりません。ただ、飲み物の自動販売機は設置される予定です。このほか、子育て支援のフロアでは、本を読むコーナーを設けたり、交流スペースに読書コーナーを設置することについて、現在図書館と検討しています。

中央図書館長

詳細は把握しておりませんが、子育て支援のフロアに図書コーナーを置く、という話は聞いております。このほか、図書館では現在、青少年課と連携して、1階のところに子どもや中高生向けの本を置くコーナーを設ける方向で検討しております。

青少年課長

1階にこらぼスペースという比較的広い部屋がありますので、こちらに本を置く方向で考えております。

白石委員 私は時々生涯学習センターを使っていますが、とくに鏡張りの部屋は何かと便利なので活動に役立っています。新しい施設には鏡張りの部屋はあるのですか。

青少年課長 こちらは事前に要望がありまして、1階の103研修室に鏡が設置してあります。

小田島委員 こういういろいろな機能をもった施設ですと、駐車場についても要望は多いと思いますが、十分な広さはあるのですか。

青少年課長 駐車場はあまり広くないため、駐車場の拡張工事を行いまして、西側の植栽があった場所を駐車できるようにしました。駐車可能台数は一般が83台、障害者用3台、計86台しかございませんので、満車になった場合は、近くの石川運動ひろばの駐車場などを利用していただくような形になります。駐車する際は、入口の駐車券発行機から駐車券を受け取っていただきますが、当施設の利用者は無料になります。また、場内は一方通行になっておりまして、入る時は南側の正面玄関から入り、出る時は北側を通過して東側から出るようになっております。

小田島委員 それから、第5条にありますように開館時間は午前9時から午後9時30分までと非常に長い時間となっておりますが、現在の青少年センターの開館時間も同じくらいですか。

青少年課長 現在の開館時間について青少年センターは午後9時まで、生涯学習センターは午後10時までとなっておりますが、午後9時30分以降の利用はほとんどないことから、新しい施設での開館時間は午後9時30分までとしております。

* 協議事項4 ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例制定（案）については全員一致で承認されました。

議案第20号 ひたちなか市青少年相談員の委嘱について

青少年課長 ひたちなか市青少年相談員の委嘱について、ご説明いたします。

本案件は、ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱の規定により、青少年相談員を委嘱しようとするものです。この度、同要綱第3条第1項第1号に規定する学校教職員のうち、勝田第一中学校の川上先生が任期途中で退任されますので、その後任として、同校の綿引先生を委嘱したいと考えております。青少年相談員の任期は2年となっておりますが、委嘱期間は前任者の残任期間となりますので、平成30年4月30日までとなります。

【質疑，意見等】

特になし

* 議案第20号 ひたちなか市青少年相談員の委嘱について，全員一致で承認されました。

その他（1）総合体育大会の結果について

指導課長 今回，開催されました中学校総合体育大会における市内中学校生徒の成績と，全国大会，関東大会における結果について，ご報告いたします。

○那珂湊中学校

・女子・柔道

団体 県大会 3位，関東大会 5位（敢闘賞）

個人 県大会 優勝，関東大会 準優勝，全国大会 ベスト16

・男子・相撲

団体 県大会 4位，関東大会 予選リーグ敗退

個人 県大会 準優勝，関東大会 予選リーグ敗退，全国大会 予選敗退

○勝田第三中学校

・ソフトボール

団体 県大会 優勝，関東大会 1回戦敗退

○大島中学校

・ソフトボール

団体 県大会 準優勝，関東大会 ベスト8

・男子・卓球

個人 県大会 3位，関東大会 予選敗退

・女子・水泳（400mメドレーリレー）

団体 県大会 準優勝，関東大会 予選敗退

・男子・陸上（100m走）

個人 関東大会 予選敗退，全国大会 予選敗退

・女子・水泳（100m・200mバタフライ）

個人 関東大会 予選敗退

・女子・水泳（100m平泳ぎ）

個人 関東大会 予選敗退

・女子・水泳（200m平泳ぎ）

個人 関東大会 予選敗退

○佐野中学校

- ・女子・水泳（400mメドレーリレー）
団体 県大会 3位，関東大会 11位
- ・女子・水泳（200m自由形）
個人 関東大会 40位
- ・女子・水泳（200m個人メドレー）
個人 関東大会 27位
- ・女子・水泳（100m背泳ぎ）
個人 関東大会 24位
- ・女子・水泳（200m背泳ぎ）
個人 関東大会 24位
- 田彦中
 - ・女子・卓球
個人 関東大会 1回戦敗退

このほか、吹奏楽など文化部門においても、優れた成績を収めておりますので、紹介いたします。

- 茨城県吹奏楽コンクール2017 中学校の部A部門
金賞 大島中，勝田一中（ともに東関東吹奏楽コンクール出場決定）
- 茨城県吹奏楽コンクール2017 中学校の部B部門
金賞・朝日賞 勝田三中（東関東吹奏楽コンクール出場決定）
- 茨城県吹奏楽コンクール2017 小学校の部
金賞 外野小，前渡小（外野小は東関東吹奏楽コンクール出場決定）
銀賞 高野小，佐野小
- 少年の主張
那珂湊中生徒が茨城県少年の主張大会出場決定

【質疑，意見等】

特になし

その他（2）自然体験キャンプの結果報告について

青少年課長

平成29年度第25回自然体験キャンプについて、ご報告いたします。
実施日は、8月18日（木）から20日（土）までの2泊3日で、茨城県里美野外活動センターにおいて実施しました。募集人員は、小学校5・6年生100名のところ93名の応募があり、うち11名キャンセルがありましたので、最終的には82名の参加となりました。参加児童は、5年生58名，6年生24名で、今回女子が少なかったことから、男子班6班，女子班3班の9班編成

としました。班にはそれぞれ班長、炊事係、資材係、清掃係、保健係と役割を分担しました。指導員及び事務局については、レクリエーション協会、ユネスコ協会、高校生会、高校生会OG、一般ボランティア、看護師、教育委員会青少年課職員など計29名が参加しました。

1日目は、松戸体育館駐車場を出発し、里美野外活動センター到着後に入所式を行い、昼食をとりました。午後は竹を使って箸や皿、コップを作りました。夕食は、飯ごうでご飯を炊いて豚丼を作りました。子どもたちの多くは、薪を使った火おこしや飯ごう炊飯が初めての体験でしたので、ご飯が少し硬かったり、焦げたりと大変だったようです。夕食後のナイトハイキングでは、各所に面白い仕掛けをしておいたコースを、子どもたちと一緒に歩いて楽しみました。

2日目は、朝食を作って食べた後に、ロープアドベンチャーを行いました。山の斜面を利用し、自然の中にロープを張りまして、そこを子どもたちがロープにつかまって滑り降りたり、ロープの上を歩いたりしながら楽しみました。昼食は焼きそばを作って食べ、午後はキャンプファイヤーでの出し物について班毎打合せをしたり、ダンスの練習をしました。夕食はカレーライスでしたが、子どもたちは飯ごう炊飯に大分慣れてきて、上手にご飯が炊けるようになりました。夜のキャンプファイヤーでは、班毎に発表するスタンツや全員で踊るダンスなど、高校生会の指導員たちが盛り上げてくれましたので、子どもたちからはアンコールが出るほど大いに盛り上がりました。

3日目は、朝食を食べた後、「来た時よりも美しく」を合言葉にみんなで協力して清掃・片付けをしました。寄せ書きタイムで、子どもたちは自分の帽子にみんなからサインをもらって、とても嬉しそうでした。途中、雨に降られたりしましたが、全ての日程を予定どおり実施することができました。

子どもたちは大きな怪我もなく元気に過ごしまして、普段の生活では味わえない貴重な体験ができ、夏休みのいい思い出になったことと思います。

このほか、自然体験キャンプの様子を随時ブログに更新しました。また、参加した子どもたち全員から感想文を書いてもらい、後日、感想文集としてまとめ、配布する予定です。

【質疑、意見等】

教 育 長

自然体験キャンプの実施期間は、当初雨が予想されていたので心配でしたが、3日間予定どおり実施できたのでほっとしています。最終日は午後2時30分に松戸体育館駐車場に到着し解散となりましたが、その後4時にはかなり激しい雨が降ってきましたので、早く帰って来てよかったですと思います。

小田島委員
青少年課長

時期的に、気温はそれほど高い時ではなかったのですか。

キャンプ場は山あいにあるので、昼間は暑くても、朝晩の気温はかなり涼

しいです。そのため、子どもたちには長袖・長ズボンを着てくるよう指導しております。以前は、日中暑くなって半袖になったところ虫に刺されるようなことがありましたが、今回は、長袖・長ズボン着用を徹底できたので、虫刺されはあまりひどくなかった、と聞いております。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 10:50